

別海町農業委員会議事録

(令和8年2月26日)

○開催日時 令和8年2月26日(木)
午前10時00分から午後0時00分

○開催場所 別海町役場 4階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請結果について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 農業経営改善計画に対する意見書の提出について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 農地法第 1 8 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 現況証明願いについて |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 別海町農業・農村振興計画の策定に係る意見について |

○出席委員（23名）

会長 27番 信夫重勝
会長代理 26番 加藤真純

1番	羽石健一	2番	加藤祐介
3番	芳賀均	4番	阿部良浩
5番	石森裕治	8番	山田良雄
9番	木幡誠子	10番	佐々木実
11番	竹花智子	12番	猿谷忠義
13番	畠山友子	15番	藤田浩義
17番	及川哲夫	18番	小島敏明
19番	齐藤春一	20番	岸本正千
21番	伊藤英	22番	豊島秋
23番	目黒英	24番	岡崎知暢
25番	大内敏光		

○欠席委員（3名）

6番	石毛剛	14番	市川義晴
16番	石田昌樹		

○農業委員会事務局出席職員

事務局 事務局長	川畑智明
総務担当 主幹	成瀬広子
農地調整担当 主幹	大山晋作
農地調整担当 主事	後藤良介
農地調整担当 主事	加藤智也

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

15番	藤田浩義	17番	及川哲夫
-----	------	-----	------

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和8年3月17日

署名者

議 長 信 夫 重 勝

議席1.5番 藤 田 浩 義

議席1.7番 及 川 哲 夫

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告6件、議案6件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第33回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は23名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては6番石毛委員、14番市川委員、16番石田委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第19条の規定により議長において指名いたします。15番藤田委員、17番及川委員。以上2名を指名しますので、よろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第1 報告第1号

○議長（信夫会長）

日程第1 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり受理したので、別海町農業委員会専決規程第5条第2項の規定により報告する。

今月は2件の届出がありました。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、権利を取得した者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。届出に係る土地、〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。権利を取得した日、令和7年12月8日。権利を取得した事由、相続。取得した権利の種類、所有権。

第2号、権利を取得した者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。届出に係る土地、〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。権利を取得した日、令和5年8月2日。権利を取得した事由、相続。取得した権利の種類、所有権。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第2号、農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第4条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和6年度並びに令和7年度に農地転用許可を行った案件につきまして、令和8年2月3日に現地調査を行ったものです。内容につきましては、申請時における計画どおりですので、事業完了年月日のみ朗読させていただきます。

第1号、事業完了年月日、令和7年8月31日。

第2号、事業完了年月日、令和7年12月31日。

第3号、事業完了年月日、令和8年1月20日。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、永久転用の完了報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から先に農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。

今月は8件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請結果について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（後藤主事）

報告第4号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請結果について。令和8年1月28日開催の第32回農業委員会総会で決定した農地中間管理機構への買入れ協議について、別海町長から協議が成立した旨の通知があったので報告する。

今回、協議成立の通知があったものは2件で、要請時における内容どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。買入れ協議成立日につきましては、令和8年2月17日となっています。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては要請結果の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（信夫会長）

日程第5 報告第5号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（後藤主事）

報告第5号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について。令和7年12月23日開催の第31回農業委員会総会及び令和8年1月

28日開催の第32回農業委員会総会で決定した農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について、別海町長から認可した旨の通知があったので報告する。

今回認可の通知があったものは、農地売買等事業の即売りタイプを活用した所有権の移転が6件、農地中間管理事業による利用権の設定が6件、貸付タイプを活用した利用権の設定が8件となっています。なお、所有権の移転第1号から第6号について、当初の期限では、事務処理が間に合わなかったことから対価の支払い期限を記載の日付に延長しております。その他は要請時における内容どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。認可年月日は所有権の移転が令和8年2月6日、利用権の設定の1号から6号までが令和8年1月23日、7号から14号が令和8年2月13日となっています。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては要請結果の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長（信夫会長）

日程第6 報告第6号「農業経営改善計画に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（後藤主事）

報告第6号、農業経営改善計画に対する意見書の提出について。別海町から次の者の農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第6の4の（7）に基づく審査に係る意見が求められ、令和8年2月6日に意見書を提出したので、

別海町農業委員会専決規程第5条第2項の規定により報告する。

今回は22件について審査依頼がありました。農業経営基盤強化促進法における認定基準に基づき、別海町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想と照らし、適切であると確認しましたので、認定可として意見書を提出しています。

なお、今回は、再認定が22件となっております。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、18号につきましては、○番○○委員に関する案件となりますので、議事参与制限案件とさせていただきます。

それでは報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第7 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（後藤主事）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による北海道知事の許可を要しないことの決定を求める。

本案は2件となっております。なお、貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、○○○○○、○○○○。借人、○○○○○、○○○○。解

約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、令和6年6月25日から令和11年6月24日まで。合意解約成立の日、令和8年2月9日。土地の引渡しの時期、令和8年2月9日。

第2号、貸人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、令和3年10月1日から令和8年8月1日まで。合意解約成立の日、令和8年2月16日。土地の引渡しの時期、令和8年2月16日。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、1号につきましては、〇番〇〇委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（〇番 〇〇委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それではここで1号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、1号について採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、1号につきまして知事の許可を要しないことに決定します。

ここで、〇番〇〇委員に対する議事参与制限を解除します。

（〇番 〇〇委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。それでは、議案第1号の議事参与制限以外につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号の議事参与制限以外につきまして知事の許可を要しないことに決定します。

◎日程第8 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第8 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

第2号、申請人の住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は、〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっております。

第3号、申請人の住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は、〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっております。

第4号、申請人の住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものであ

る。売買価格は、〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっております。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため農地所有適格法人に貸し付けるものである。借人は、賃貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間は、許可日から5年間。賃貸価格は、年間〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっております。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を農地所有適格法人に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間は、許可日から令和4年7月30日まで。

第7号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である母に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、長男の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間は、許可日から30年間。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。

なお、2号3号につきましては、〇番〇〇委員に関する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（〇番 〇〇委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。2号3号につきまして、13番畠山委員にお願いします。

○13番 畠山委員

はい、説明いたします。2号3号につきましては、〇〇から〇〇、〇〇への3条売買案件です。1月総会終了後に航空写真で確認して特に問題ありませんでした。よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第2号の2号3号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第2号の2号3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、2号3号について採決に入りたいと思います。
否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号の2号3号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

ここで、○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

(○番 ○○委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、議案第2号の議事参与制限以外につきまして、調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきましては、13番畠山委員。4号5号につきましては、10番佐々木委員。6号につきましては、24番岡崎委員。7号につきましては、20番岸本委員にお願いいたします。

それでは、1号につきまして、13番畠山委員お願いします。

○13番 畠山委員

はい、御説明いたします。○○から○○へ経営移譲に伴い使用貸借するものです。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、4号5号につきまして、10番佐々木委員お願いします。

○10番 佐々木委員

はい、御説明いたします。4号については、○○から○○へ売買、5号については、○○から○○へ賃貸借となります。1月総会終了後に航空写真を確認し、問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、6号につきまして、24番岡崎委員お願いします。

○24番 岡崎委員

はい、御説明いたします。○○と○○の3条使用貸借案件です。昨年まで○○へ貸付けていたのですが、解約して法人へ使用貸借する案件です。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、7号につきまして、20番岸本委員お願いします。

○20番 岸本委員

はい、御説明いたします。親子間での使用貸借の期間が満了することから、再度30年間で更新する案件です。○○が相続していたため、子から母親への使用貸借となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第2号の議事参与制限以外につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第2号の議事参与制限以外につきまして質疑を受けたいと思いません。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号の議事参与制限以外につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第9 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇。面積、計〇〇〇㎡。契約内容、賃貸借。目的、土採取。計画内容、土採取量、〇〇〇㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。転用者氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきまして、12番猿谷委員をお願いします。

○12番 猿谷委員

はい、説明いたします。この案件は継続案件で、11月に事前に現地調査

を行い、特に問題ないものとして確認しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の委員説明が終わりました。

それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

◎日程第10 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第10 議案第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（後藤主事）

議案第4号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をすることについての決定を求める。

本案は、公社買入りに係る所有権の移転が2件、農地売買等事業の貸付けタイプによる一時貸付けに係る利用権の設定が47件、農地中間管理事業に係る利用権の設定が34件、経営移譲による利用権の移転が3件となっております。それでは朗読させていただきます。なお、所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、対価、対価の支払い期限のみを朗読させていただきます。

1 所有権の移転、第1号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。所有権の移転を受ける者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転の内容、所有権の移転時期、公告日。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、令和8年4月13日。当事者

間の法律関係、売買。調整委員、加藤祐介委員、小島委員。

第2号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、同上。所有権の移転の内容、所有権の移転時期、同上。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、同上。当事者間の法律関係、同上。調整委員、山田委員、阿部委員。

続いて利用権の設定です。

なお、利用権の設定につきましては、始期、終期、借賃のみを朗読させていただきます。また、当事者間の法律関係は、第76号から第79号が使用貸借であるほかは、すべて賃貸借となっていますので、この場での説明とさせていただきます、以降の朗読を省略させていただきます。

第1号、利用権の設定をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和8年3月16日。終期、令和12年11月12日。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、石森委員、畠山委員。

なお、次号から第12号までの調整委員は、石森委員、畠山委員となっておりますので、朗読を省略いたします。

以降、利用権の設定をする者などの見出しは読み上げを省略し、左から順に各号の内容のみ朗読します。

また、次号から第47号まで、公社から一時貸付けを受ける案件ですので、利用権を設定する者、設定する利用権の始期は同文のため、朗読を省略させていただきます。

第2号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和12年11月12日。年間〇〇〇円。

第3号、〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第4号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和12年11月18日。年間〇〇〇円。

第5号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和12年11月12日。年間〇〇〇円。

第6号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第7号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第8号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第9号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第10号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、

令和12年11月18日。年間〇〇〇円。

第11号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和12年11月12日。年間〇〇〇円。

第12号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第13号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。猿谷委員、伊藤委員。

第14号、〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。猿谷委員、伊藤委員。

第15号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。芳賀委員、伊藤委員。

第16号、〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和12年11月18日。年間〇〇〇円。芳賀委員、伊藤委員。

第17号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和12年11月12日。年間〇〇〇円。木幡委員、竹花委員。

第18号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。石田委員、小島委員。

次号から第21号までの調整委員は、石田委員、小島委員となっておりますので、朗読を省略いたします。

第19号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第20号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第21号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第22号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。羽石委員、目黒委員。

次号から第34号までの調整委員は、羽石委員、目黒委員となっておりますので、朗読を省略いたします。

第23号、〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第24号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第25号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間円〇〇〇。

第26号、〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第27号、〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第28号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、

同上。年間〇〇〇円。

第29号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和12年11月25日。年間〇〇〇円。

第30号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第31号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第32号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第33号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第34号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第35号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和12年11月12日。年間〇〇〇円。

次号から第39号までの調整委員は、岸本委員、羽石委員となっておりますので、朗読を省略いたします。

第36号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第37号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第38号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第39号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第40号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。石毛委員、岡崎委員。

次号から第44号までの調整委員は、石毛委員、岡崎委員となっておりますので、朗読を省略いたします。

第41号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和12年11月25日。年間〇〇〇円。

第42号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第43号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第44号、〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。

第45号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。岡崎委員、石毛委員。

第46号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、

令和12年11月18日。年間〇〇〇円。岡崎委員、石毛委員。

第47号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和8年8月1日。年間〇〇〇円。伊藤委員、芳賀委員。

次号から第81号は、農地中間管理事業により、北海道農業公社を介しているため、2件まとめた形で説明いたします。

また、第48号以降についても、利用権の設定をする者などの見出しは読み上げを省略し、左から順に各号の内容のみ朗読します。

第48号及び第49号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和8年3月31日。終期、令和11年6月24日。年間〇〇〇円。伊藤委員、猿谷委員。

第50号及び第51号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和8年4月1日。終期、令和13年3月31日。年間〇〇〇円。畠山委員、猿谷委員。

次号から第59号までの調整委員は、畠山委員、猿谷委員となっておりますので、朗読を省略いたします。

第52号及び第53号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、同上。終期、同上。年間〇〇〇円。

第54号及び第55号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、同上。終期、令和11年3月31日。年間〇〇〇円。

第56号及び第57号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、同上。終期、同上。年間〇〇〇円。

第58号及び第59号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、同上。終期、同上。年間〇〇〇円。

第60号及び第61号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和8年3月29日。終期、令和13年3月28日。年間〇〇〇円。佐々木委員、市川委員。

第62号及び第63号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和8年4月1日。終期、令和14年1月31日。年間〇〇〇円。佐々木委員、市川委員。

第64号及び第65号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和8年5月1日。終期、令和13年4月30日。年間〇〇〇円。竹花委員、木幡委員。

第66号及び第67号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、同上。終期、令和9年4月30日。年間〇〇〇円。竹花委員、木幡委員。

第68号及び第69号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和8年4月1日。終期、令和11年3月31日。年間〇〇〇円。大内委員、及川委員。

第70号及び第71号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。

〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和8年4月26日。終期、令和12年4月25日。年間〇〇〇円。斉藤委員、藤田委員。

第72号及び第73号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和8年4月26日。終期、令和13年4月25日。年間〇〇〇円。斉藤委員、藤田委員。

第74号及び第75号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和8年4月25日。終期、令和10年4月24日。年間〇〇〇円。石田委員、小島委員。

第76号及び第77号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和8年5月2日。終期、令和18年5月1日。〇〇〇円。目黒委員、岸本委員。

第78号及び第79号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、同上。終期、同上。〇〇〇円。目黒委員、岸本委員。

第80号及び第81号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和8年4月1日。終期、令和13年3月31日。年間〇〇〇円。石毛委員、羽石委員。

続いて利用権の移転になります。

なお、移転する利用権につきましては、始期、終期、借賃のみを朗読させていただきます。

第1号、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、移転前、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。移転後、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和3年10月1日。終期、令和8年8月1日。借賃、年間〇〇〇円。利用権の移転の時期、令和8年3月31日。調整委員、伊藤委員、猿谷委員。

以降、利用権の設定をする土地の所有者、利用権の移転の時期は第3号まで同文ですので、以降の朗読は省略いたします。

また、以降の利用権の設定する土地の見出しは、読み上げを省略し、左から順に各号の内容のみ朗読します。

第2号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。移転前、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。移転後、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、同上。終期、同上。伊藤委員、猿谷委員。

第3号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。移転前、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。移転後、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和4年9月30日。終期、令和9年7月31日。伊藤委員、芳賀委員。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。ここで、休憩に入りたいと思います。

(1 1 時 0 0 分 から 1 1 時 1 5 分 まで 休 憩)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。ここで調整に当たられた委員の説明を求めます。なお、利用権の設定の24号につきましては、○番○○委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(○番 ○○委員 一時退席)

○議長（信夫会長）

それでは、調整に当たられた委員の説明を求めます。利用権の設定の24号につきましては、1番羽石委員お願いします。

○1番 羽石委員

はい、説明いたします。北海道農業公社が○○から土地を買受けたもので、調整の結果、○○に5年間賃貸した後、買戻しを計画しております。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

利用権の設定の24号の委員説明が終わりました。ここで利用権の設定の24号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、利用権の設定の24号について採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、利用権の設定の24号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

ここで、○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

(○番 ○○委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。続きまして、利用権の設定の26号につきましては、○番○○委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(○番 ○○委員 一時退席)

○議長（信夫会長）

それでは、調整に当たられた委員の説明を求めます。利用権の設定の26

号につきまして、1番羽石委員お願いします。

○1番 羽石委員

はい、説明いたします。北海道農業公社が〇〇から土地を買受けたもので、調整の結果、〇〇に5年間賃貸した後、買戻しを計画しております。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

利用権の設定の26号の委員説明が終わりました。ここで利用権の設定の26号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、利用権の設定の26号について採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、利用権の設定の26号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

ここで、〇番〇〇委員に対する議事参与制限を解除します。

（〇番 〇〇委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。次に、利用権の設定の41号につきましては、私に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により、議長を会長代理に交代します。

（議長を会長代理に交代）

○議長（加藤会長代理）

それでは、会長に関する案件ですので、私が議長を務めさせていただきます。利用権の設定の41号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により27番信夫会長の一時退席を求めます。

（27番 信夫会長 一時退席）

○議長（加藤会長代理）

それでは、調整に当たられた委員の説明を求めます。利用権の設定の41号につきまして、24番岡崎委員お願いします。

○24番 岡崎委員

はい、説明いたします。北海道農業公社が〇〇の土地を買受けたもので、調整の結果、〇〇が5年間賃貸した後、買戻しを計画しております。よろしくお願いします。

○議長（加藤会長代理）

利用権の設定の41号の委員説明が終わりました。ここで利用権の設定の41号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（加藤会長代理）

なしということですので、利用権の設定の41号について採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（加藤会長代理）

挙手なしということですので、利用権の設定の41号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

ここで、27番信夫会長に対する議事参与制限を解除し、議長を会長に交代します。

（27番 信夫会長 着席、議長交代）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。続きまして、利用権の設定の48号49号及び利用権の移転の1号につきましては、○番○○委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（○番 ○○委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは、調整に当たられた委員の説明を求めます。利用権の設定の48号49号及び利用権の移転の1号につきまして、21番伊藤委員お願いします。

○21番 伊藤委員

はい、説明いたします。利用権の設定の48号と49号ですが、○○と○○の間で賃貸借を行っておりましたが、○○の経営継承に伴い、農地中間管理事業により新たに○○と賃貸借するものです。利用権の移転の1号についてですが、○○が農業公社から農地売買等事業により一時貸付けを受けていたところですが、経営継承に伴い貸付先を○○に移転するものです。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

利用権の設定の48号49号及び利用権の移転の1号の委員説明が終わりました。ここで利用権の設定の48号49号及び利用権の移転の1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、利用権の設定の48号49号及び利用権の移転の1号について採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、利用権の設定の48号49号及び利用権の移転の1号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

ここで、○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

（○番 ○○委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。続きまして、利用権の設定の78号79号につきましては、○番○○委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（○番 ○○委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは、調整に当たられた委員の説明を求めます。利用権の設定の78号79号につきまして、23番目黒委員お願いします。

○23番 目黒委員

はい、説明いたします。○○と○○との間で使用貸借を行っているものであり、貸借期間の満了による調整の結果、継続して農地中間管理事業により使用貸借を行うものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

利用権の設定の78号79号の委員説明が終わりました。ここで利用権の設定の78号79号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、利用権の設定の78号79号について採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、利用権の設定の78号79号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

ここで、○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

（○番 ○○委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。続きまして、利用権の移転の2号につきましては、○番○○委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(○番 ○○委員 一時退席)

○議長(信夫会長)

それでは、調整に当たられた委員の説明を求めます。利用権の移転の2号につきましては、21番伊藤委員をお願いします。

○21番 伊藤委員

はい、説明いたします。○○は農業公社から農地売買等事業により一時貸付けを受けていたところですが、経営継承に伴い貸付先を○○へ移転するものです。よろしく願いいたします。

○議長(信夫会長)

利用権の移転の2号の委員説明が終わりました。ここで利用権の移転の2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、利用権の移転の2号について採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということですので、利用権の移転の2号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

ここで、○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

(○番 ○○委員 着席)

○議長(信夫会長)

議事を再開します。それでは、議案第4号の議事参与制限以外につきましては、調整に当たられた委員の説明を求めます。

所有権の移転の1号につきましては、2番加藤祐介委員。2号につきましては、8番山田委員。利用権の設定の1号から12号につきましては、5番石森委員。13号14号につきましては、12番猿谷委員。15号16号につきましては、3番芳賀委員。17号につきましては、9番木幡委員。18号から21号、74号75号につきましては、18番小島委員。22号23号25号27号から34号、80号81号につきましては、1番羽石委員。35号から39号につきましては、20番岸本委員。40号42号から46号につきましては、24番岡崎委員。47号及び利用権の移転の3号につきましては、21番伊藤委員。50号から59号につきましては、13番畠山委員。60号から63号につきましては、10番佐々木委員。64号から6

7号につきましては、11番竹花委員。68号69号につきましては、25番大内委員。70号から73号につきましては、19番齊藤委員。76号77号につきましては、23番目黒委員にお願いします。

それでは番号順に説明を求めます。所有権の移転の1号につきまして、2番加藤祐介委員をお願いします。

○2番 加藤祐介委員

はい、説明いたします。1号について、〇〇からあっせんの申出があり、調整した結果、北海道農業公社が土地を買い受けるものです。なお、〇〇が5年間賃貸した後、買戻しを計画しております。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の2号につきまして、8番山田委員お願ひいたします。

○8番 山田委員

はい、説明いたします。今回、北海道農業公社に売買となり、近隣の〇〇が購入する予定となっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の1号から12号につきまして、5番石森委員お願ひいたします。

○5番 石森委員

はい、説明いたします。1号から3号につきましては、北海道農業公社が〇〇から土地を買受けたもので、調整の結果、同じ町内会の〇〇と〇〇、〇〇が5年間賃貸した後、買戻しを計画しております。続いて4号につきましては、北海道農業公社が〇〇から土地を買受けたもので、調整の結果、〇〇へ5年間賃貸した後、買戻しを計画しております。続いて5号から7号につきましては、北海道農業公社が〇〇から土地を買受けたもので、調整の結果、〇〇と〇〇、〇〇に5年間賃貸した後、買戻しを計画しております。8号9号につきましては、北海道農業公社が〇〇から土地を買受けたもので、調整の結果、〇〇と〇〇に5年間賃貸した後、買戻しを計画しております。続いて10号につきましては、北海道農業公社が〇〇から土地を買受けたもので、調整の結果、〇〇に5年間賃貸した後、買戻しを計画しております。続きまして、11号12号ですが、北海道農業公社が〇〇から土地を買受けたもので、調整の結果、〇〇と〇〇に5年間賃貸した後、買戻しを計画しております。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の13号14号につきまして、12番猿谷委員お願ひいたします。

○12番 猿谷委員

はい、説明いたします。13号から14号につきましては、北海道農業公社が〇〇から土地を買受けたもので、調整の結果、〇〇と〇〇に5年間賃貸した後、買戻しを計画しております。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の15号16号につきまして、3番芳賀委員お願いいたします。

○3番 芳賀委員

はい、説明いたします。15号16号、共に新規就農の〇〇に利用権を設定します。15号は〇〇、16号は〇〇の土地であったものです。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の17号につきまして、9番木幡委員お願いいたします。

○9番 木幡委員

はい、説明いたします。17号につきましては、農業公社が〇〇から買受けた土地で、調整の結果、〇〇に5年間賃借した後、買戻しする計画となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の18号から21号につきまして、18番小島委員お願いいたします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。18号から20号までについてですが、北海道農業公社が〇〇の土地を買受けたもので、調整の結果、〇〇、〇〇、〇〇に5年間賃借した後、買戻しを計画しております。次に21号についてですが、北海道農業公社が〇〇の土地を買受けたもので、調整の結果、新規就農の〇〇に5年間賃借した後、買戻しを計画しております。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の22号23号25号27号から34号につきまして、1番羽石委員お願いいたします。

○1番 羽石委員

はい、説明いたします。22号23号25号ですが、北海道農業公社が〇〇の土地を買受けたもので、調整の結果、〇〇、〇〇、〇〇に5年間賃借した後、買戻しを計画しております。27号28号ですが、北海道農業公社が〇〇の土地を買受けたもので、調整の結果、〇〇、〇〇に5年間賃借した後、買戻しを計画しております。29号から32号ですが、北海道農業公社が〇〇の土地を買受けたもので、調整の結果、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇に5年間賃借した後、買戻しを計画しております。33号34号ですが、北海道農業公社が〇〇の土地を買受けたもので、調整の結果、〇〇、〇〇に5年間賃借した後、買戻しを計画しております。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の35号から39号につきまして、20番岸本委員お願いいたします。

○20番 岸本委員

はい、説明いたします。35号から37号ですが、北海道農業公社が〇〇の土地を買受けたもので、調整の結果、〇〇、〇〇、〇〇に5年間賃借した後、買戻しを計画しております。38号39号ですが、北海道農業公社が〇〇の土地を買受けたもので、調整の結果、〇〇、〇〇に5年間賃借した後、買戻しを計画しております。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の40号42号から46号につきまして、24番岡崎委員お願いいたします。

○24番 岡崎委員

はい、説明いたします。40号ですが、北海道農業公社が〇〇の土地を買受けたもので、調整の結果、〇〇に5年間賃借した後、買戻しを計画しております。42号から44号ですが、北海道農業公社が〇〇の土地を買受けたもので、調整の結果、〇〇、〇〇、〇〇に5年間賃借した後、買戻しを計画しております。45号ですが、北海道農業公社が〇〇の土地を買受けたもので、調整の結果、〇〇に5年間賃借した後、買戻しを計画しております。46号ですが、北海道農業公社が〇〇の土地を買受けたもので、調整の結果、〇〇に5年間賃借した後、買戻しを計画しております。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の47号につきまして、21番伊藤委員お願いいたします。

○21番 伊藤委員

はい、説明いたします。〇〇が北海道農業公社から農地売買等事業により一時貸付けを受けていた土地ですが、貸付先を〇〇に変更するものです。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の50号から59号につきまして、13番畠山委員お願いいたします。

○13番 畠山委員

はい、説明いたします。50号から53号につきましては、〇〇からあっせんの申出があり、調整した結果、〇〇、〇〇と農地中間管理事業により賃貸借を行うものです。54号から59号につきましては、〇〇からあっせんの申出があり、調整した結果、〇〇、〇〇、〇〇と農地中間管理事業により賃貸借を行うものです。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の60号から63号につきまして、10番佐々木委員お願いいたします。

○10番 佐々木委員

はい、説明いたします。60号61号は〇〇と〇〇の間の10年間の賃貸

契約が満了したことを受けて、調整した結果、5年間で再度賃貸借を行うものです。62号63号につきましては、〇〇の土地を〇〇が借りていたのですが、借人の離農に伴い、調整の結果、〇〇が借りることになりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の64号から67号につきましては、11番竹花委員お願いいたします。

○11番 竹花委員

はい、説明いたします。64号65号につきましては、〇〇と〇〇の間で賃貸借を行っていた土地ですが、賃貸借期間満了に向けた調整の結果、〇〇と農地中間管理事業により賃貸借を行うものです。66号67号につきましては、〇〇と〇〇の間で賃貸借を行っていた土地であり、賃貸借期間満了に向けた調整の結果、継続して農地中間管理事業により賃貸借を行うものです。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の68号69号につきましては、25番大内委員お願いいたします。

○25番 大内委員

はい、説明いたします。68号69号につきましては、〇〇の農地の賃貸借で、期間満了に伴う更新案件ですが、調整の結果、これまでは〇〇が借りていましたが、これからは〇〇が借りることになりました。期間満了後、〇〇は売買の方向で考えているとのことですので。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の70号から73号につきましては、19番齊藤委員お願いいたします。

○19番 齊藤委員

はい、説明いたします。〇〇の土地を〇〇と〇〇で賃貸借していましたが、期間満了とのことで、同条件で継続して賃貸借することとなりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の74号75号につきましては、18番小島委員お願いいたします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。〇〇所有の土地で〇〇が賃貸していたのですが、期間満了に向けた調整の結果、2年間継続して賃貸することとなりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の76号77号につきましては、23番目黒委員お願いいたします。

○23番 目黒委員

はい、説明いたします。76号77号につきましては、〇〇と〇〇の間で使用貸借を行っており、貸借期間の満了に向けた調整の結果、継続して農地中間管理事業により使用貸借を行うものです。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の80号81号につきましては、1番羽石委員よろしくお願いいたします。

○1番 羽石委員

はい、説明いたします。80号81号につきましては、〇〇と〇〇の間で貸借を行っているものであり、貸借期間の満了に向けた調整の結果、継続して農地中間管理事業により貸借を行うものです。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の移転の3号につきましては、21番伊藤委員よろしくお願いいたします。

○21番 伊藤委員

はい、説明いたします。〇〇が農業公社から農地売買等事業により一時貸付けを受けていたところですが、経営継承に伴い、〇〇へ移転する案件です。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第4号の議事参与制限以外の委員説明が終わりました。それでは議案第4号の議事参与制限以外につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第4号の議事参与制限以外につきまして、原案のとおり要請することに決定します。

◎日程第11 議案第5号

○議長（信夫会長）

日程第11 議案第5号「現況証明願いについて」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第5号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は3件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、〇〇〇〇〇。面積、計〇〇〇㎡。利用状況、雑種地。所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

第2号、所在、〇〇〇〇〇。面積、計〇〇〇㎡。利用状況、雑種地。所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

第3号、所在、〇〇〇〇〇。面積、計〇〇〇㎡。利用状況、宅地。所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては、10番佐々木委員。2号3号につきましては、20番岸本委員にお願いします。

それでは、1号について、10番佐々木委員よろしく願いいたします。

○10番 佐々木委員

はい、説明いたします。10月16日に石森委員、岡崎委員、事務局と現地を調査してきました。非農地であることを確認しましたので、よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号3号について、20番岸本委員よろしく願いいたします。

○20番 岸本委員

はい、説明いたします。11月10日に猿谷委員、木幡委員、事務局と現地を調査し、2号3号ともに非農地であることを確認しましたので、よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。ここで議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第5号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

○議長（信夫会長）

日程第12 議案第6号「別海町農業・農村振興計画の策定に係る意見について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第6号、別海町農業・農村振興計画の策定に係る意見について。別海町長から別海町農業・農村振興計画の策定について意見を求められたので、当計画に対する意見を求める。

現状の第2期別海町農業・農村振興計画につきましても、平成28年7月に策定されたもので、令和4年3月に中間見直しが行われています。町では今年度に10年間の計画期間が終了されることから、新たに第3期の農業・農村振興計画の策定を進めており、令和8年1月30日付けで農業委員会あてに当計画案に対する意見の照会があったところです。

当計画につきましても、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」や「北海道農業・農村振興推進計画」、「別海町総合計画」の方向性などを踏まえ、町内の生産者、消費者、関係機関・団体が連携・協力を強めながら別海町の農業・農村振興に取り組む共通の指針であるとともに、町民はもとより町外の消費者や関係機関・団体などへの別海町からのメッセージとしての性格を持っているものとされており、また、「環境」、「個性」、「信頼」という3つの柱を立て、おおむね10年後の別海町の農業・農村の将来像を掲げるとともに、その実現に向けた取り組みの方向を示しているものとなっています。

現在、町では2月2日から3月3日までの期間で町民に計画案を公表し、広く意見を公募するパブリックコメントを実施しており、本日は公表資料である1枚ものの農業農村振興計画案の概要版を議案資料として配布しておりますので、そちらで計画案の確認をしたいと思います。

計画案では「農業生産をめぐる国内外の情勢」として、（1）国際情勢では、食料安全保障上のリスク高まりなど、（2）国内情勢では人口減少、高齢化に伴う担い手不足などが挙げられています。

そして次に「別海町の農業・農村の現状と課題」として、経営耕地面積は6万128ヘクタールで横ばいで推移、乳牛飼養戸数は平成10年度の1,030戸から令和6年度では586戸にまで減少。乳牛飼養頭数は多少の減少はあるが、1戸当たりの飼養頭数の増加もあり9万9,121頭。生乳生産量は、48万9,841トンで令和6年度に増加に転じたものの、以前の水準には達していないとされています。農業算出額における生乳の額については、593億円で乳価の段階的な値上げにより増加傾向とされています。

そのような中、別海町が目指す農業・農村の10年後の将来像を、計画案では「人と自然が共創する豊かな農業のまち別海」とし、環境との調和と多面的機能の発揮として「環境」、多様な選択肢と豊かな暮らしとしての「個性」、確かな評価と高い信頼としての「信頼」の3つの柱を基に取り組むこ

とで、持続可能な農業・農村の確立、国民一人ひとりの食料安全保障の実現に寄与することとされています。この3つの柱を基に取り組むことについては、第2期との変更はありません。

計画案ではその3つの柱それぞれの具体的な取組内容とKPI（目標数値）がまとめられています。

「環境」の柱としては、「土、草、牛の自然循環機能を基本とする持続的な農業の推進」、「生産活動に由来する家畜排せつ物等の適正な処理・利用等による環境負荷低減」、「適切な衛生管理と家畜の生理に適応した生産の推進」、「次代へ引き継げる農村地域の豊かな水環境の保全」、「地域の誇りとなる美しい農村景観・農場環境づくりの推進」に取り組むとされており、具体的な数値目標としては、地域バイオマス利活用施設整備数を令和12年度までの5年間で30施設、草地更新率を年5%とされています。

「個性」の柱に基づくものとしては、「新規就農者等の育成・確保」、「多様な経営体の育成」、「別海町の特色ある資源を生かした農村づくりの促進」、「安全で快適なゆとりある生活環境の整備」に取り組むとされており、具体的な数値目標としては、令和12年度までの5年間で新規就農者数を20戸とされています。

「信頼」の柱に基づくものとしては、「食の安全・安心の確保に向けた取り組みの推進」、「消費者のニーズや期待に応える農業生産の推進」、「別海町農産物の付加価値を高める加工や販売の推進」、「地域ブランドの確立」、「魅力ある食づくりと食を通じた消費者と生産者の関係強化」、「都市・農村交流活動の促進」に取り組むこととされており、具体的な数値目標としては、令和12年度までの5年間でべっかいブランド商品開発数5個とされています。

なお、計画案では計画の推進には、関係部課と連携を取りながら重要課題への対応を検討するとともに、国、道、地域の関係機関・他産業、民間との連携や相互理解を深め、また、企画立案、実施、評価、改善というPDCAサイクルを念頭に計画の評価を行い、計画期間終了後の別海町の農業・農村振興策の展開に反映するとされています。

計画の期間は、令和8年度から令和12年度の5年間となっています。

計画案については、ページが多いため、本日は概要版での確認としましたが、町のホームページ等では計画案は確認できます。また、3月3日までパブリックコメントの期間はありますので、個人として意見は別途提出できますことを付け加えさせていただきます。

なお、事務局としましては、農地に係るところでいいますと、環境の柱の項目で、概要版には記載はありませんが、計画案には持続的な農業の推進の項目の詳細で、地域計画を核とした農地の集約化を促進することや耕作放棄地や遊休農地を発生させない取組を推進するとされていること、また、個性の柱の項目においても新規就農者の育成、確保の観点からも農地の集積、集約化の取り組みを推進するとされていることから、計画案については問題な

いと考えています。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、意見聴取に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは議案第6号につきまして質疑及び意見を受けたいと思います。何か御質問又は御意見はございませんか。

○議長（信夫会長）

はい、26番加藤会長代理。

○加藤会長代理

別海町の農業・農村の現状と課題で経営耕地面積（牧草）ってなっていますが、牧草となっていながらサイレージ用とうもろこしなどの記載があり、牧草という記載が必要なのかということと、飼料生産との記載があるが、今は畑作をやっているところも出てきている。区分けはどのようになっているのか。

○事務局（大山主幹）

計画案で示されている内容としては、このような形で記載しており、細かい内容については把握をしていないところでした。

○議長（信夫会長）

その他に何か御質問又は御意見はございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

意見がありませんでしたので、採決に入りたいと思います。意見なしと回答することに否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして、意見なしと回答することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第33回総会を閉会します。